

# 選 択 式 解 答

2022年8月28日16:00時点

## [問1] 労働基準法・労働安全衛生法

(労基法20条1項、最二小昭和61.7.14東亜ペイント事件、安衛法3条1項、同法59条1項、2項)

- A ② 8月31日
- B ⑨ 他の不当な動機・目的をもって
- C ⑦ 甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものである
- D ⑳ 労働者の作業内容を変更したとき
- E ⑥ 快適な職場環境の実現

## [問2] 労働者災害補償保険法

(則14条3項、5項、平成23.2.1基発0201第2号、最二小平成24.2.24広島中央労基署長事件)

- A ② 9<sup>※1</sup>
- B ⑦ 290<sup>※2</sup>
- C ⑱ 労働者
- D ⑲ 労働者を使用するものがあること
- E ⑨ 営業等の事業に係る業務

※1 加重後(第10級)と第12級を併合し、現在の障害等級は第9級。

※2 加重・併合後の第9級(391日)－加重前の第13級(101日)＝290日

## [問3] 雇用保険法

(法16条1項、法17条1項、法18条3項、法60条の2、2項、5項、則101条の2の9、令和3.7.28厚労告283号、行政手引50601、行政手引58012)

- A ① 最後の完全な6賃金月
- B ④ 雇用保険被保険者離職票
- C ④ 2,061円
- D ③ 令和3年8月31日
- E ③ 4,000円を超えない

## [問4] 労働に関する一般常識

(障害者雇用促進法20条3号、同法22条4号、同法43条2項、同法49条1項4号の2、同法附則4条1項、同法施行令9条、最一小昭和61.12.4日立メディコ事件)

- A ② 2.3
- B ⑥ 100人超
- C ⑰ ジョブコーチ
- D ⑪ 継続が期待されていた
- E ⑮ 従前の労働契約が更新された

## [問5] 社会保険に関する一般常識

(確拠法40条、同法41条1項、2項、児童手当法18条2項、介保法7条1項、3項2号、同令2条1号、同則2条、「令和元年度国民医療費の概況(厚生労働省)」)

- A ⑨ 61.0
- B ⑱ 配偶者
- C ④ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- D ⑰ 身体上又は精神上的の障害
- E ② 6か月

## [問6] 健康保険法

(法3条1項、法7条、法63条2項5号、(24)法附則46条1項、12項、則1条の2、1項、則2条1項、令和2.3.27厚労告105号、平成28.5.13保保発0513第1号)

- A ⑮ 88,000円以上
- B ⑪ 200以上
- C ⑩ 180日
- D ③ 10
- E ⑰ 厚生労働大臣

## [問7] 厚生年金保険法

(法47条の2、1項、法59条1項、法66条、法81条の2の2、1項、法附則11条1項、改定率改定令5条、国年法37条の2、1項他)

- A ⑤ 開始した日の属する月
- B ⑯ 終了する日の翌日が属する月の前月
- C ⑱ W
- D ⑨ 月額2万円
- E ④ 65歳に達する日の前日

## [問8] 国民年金法

(法14条の5、法36条2項、法50条、法128条2項)

- A ⑪ その障害の状態に該当しない間
- B ④ 4分の3
- C ⑮ 福祉を増進する
- D ⑰ 理解を増進させ、及びその信頼を向上させる
- E ⑳ 分かりやすい形で通知